

# 市民税

市民税は、一般に県民税と合わせて住民税と呼ばれ、住んでいる地域の地方公共団体が提供する行政サービスなどに必要な経費をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性質の税です。

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれに広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割(法人の場合は法人税割)があります。

なお、個人の県民税の申告と納税は、個人の市民税とあわせて行うことになっています。



## 個人市民税

個人の市民税は、前年1年間(1月～12月)の所得に対して課税される税であり、原則として1月1日現在の住所地の市町村で課税されます。

個人市民税は、均等割と所得割からなっています。「均等割」は所得にかかわらず一定の額を負担していただくもので、「所得割」は所得に応じて負担していただくものです。

### ■個人市・県民税の申告

・市・県民税の申告

市内に住所がある人は、原則として毎年3月15日までにうきは市役所税務課住民税係又は浮羽市民課コンシェルジュ係へ申告書を提出していただくこととなっています。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告をされる方
- (2) 前年中の所得が給与のみで勤め先から市へ給与支払報告書が提出されている方
- (3) 前年中の所得が公的年金等のみで、年金支払者から市へ公的年金等支払報告書の提出があり、控除の追加がない方

市・県民税申告書の提出期限は3月15日です。

### ■市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	均等割	所得割
1月1日現在、市内に住所のある方	○	○
1月1日現在、市内に事業所、事務所又は家屋敷があり、市内に住所のない方	○	—

■ 税率

均等割額	市民税 3,000円 県民税 1,500円(福岡県森林環境税 500円を含む)	
森林環境税 【国税】	1,000円	
所得割額	$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \begin{matrix} \text{市民税 6\%} \\ \text{県民税 4\%} \end{matrix} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$	

■ 市民税が課税されない方

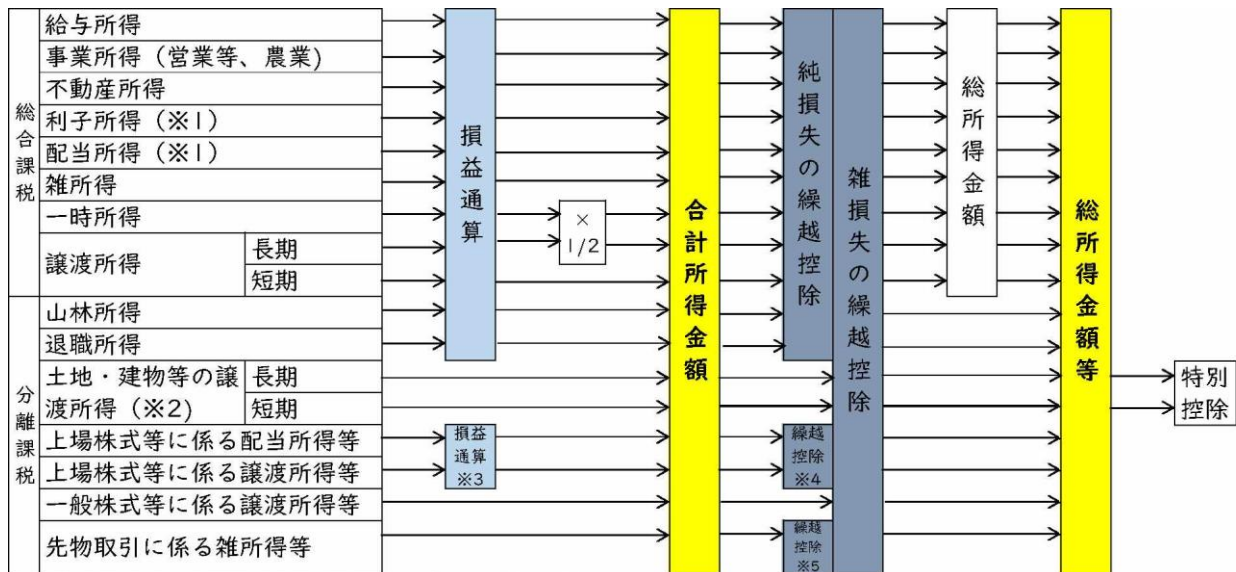
均等割・ 所得割及び 森林環境税 が課税され ない方	①生活保護法によって生活扶助を受けている方 ②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方 ③前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方 ＊同一生計配偶者及び扶養親族がない方 38万円 ＊同一生計配偶者又は扶養親族がある方 $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 26 \text{万} 8 \text{千円}$
所得割が 課税され ない方	前年中の総所得金額等の合計額が次の算式で求めた額以下の方 ＊同一生計配偶者及び扶養親族がない方 45万円 ＊同一生計配偶者又は扶養親族がある方 $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 42 \text{万円}$

※合計所得金額とは

申告分離課税分(分離譲渡所得の特別控除前)を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用前の金額

※総所得金額等の合計額とは申告分離課税分を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用後の金額

◇合計所得金額・総所得金額・総所得金額等



※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。

※2 居住用財産の買替え等の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。

※3 上場株式等に係る譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算できます。

※4 ※3 にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。

※5 先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができます。